

1.事業名	①非課税世帯等支援給付金事業 ②定額減税補足給付金（調整給付）事業			
2.担当部署	福祉事務所生活福祉課			
3.事業の目的	エネルギー・食料品等の価格高騰による家計への負担を鑑み、令和6年度新たな低所得世帯（住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯）と定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方に対して、給付金を支給するもの。			
4.事業の概要	①基準日である令和6年6月3日において、令和6年度新たな住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に給付金を支給し支援する。 ・一世帯当たり100,000円、18歳以下のこども一人当たり50,000円加算 ②事務処理基準日である令和6年6月3日において、定額減税可能額が令和6年度住民税所得割額または令和6年推計所得税額を上回る場合に、差額分を1万円単位に切り上げて算定した額を支給し支援する。			
5.事業対象	市民			
6.事業期間	事業始期	令和6年7月	事業終期	令和6年12月
7.事業費・決算額等	事業費(実施計画上の計画額) … A	478,693千円	決算額 … B	468,627千円
	執行率 (B/A)	97.90%	Bのうち 交付金充当額	468,627千円
8.事業評価	効果があった			
9.事業評価理由	①当初計画では2,000世帯を見込んでおり、支給対象世帯は1,115世帯となった。支給対象世帯1,115世帯のうち1,084世帯へ支給を行い給付率は97.21%となった。 ②支給対象者28,672人（納税義務者本人および扶養親族を含む）に対して、27,007人（うち納税義務者本人は14,274人）へ支給を行い給付率は94.19%となった。 そのため、エネルギー・食料品等の価格高騰による負担の軽減が図られた。			
10.事業の課題	課題なし			
11.課題の要因	課題なし			